

就学援助制度（準要保護児童生徒就学援助費）について



この制度は、小中学生のお子さんをお持ちの家庭で、経済的な理由により教育費にお困りの保護者へ援助を行うものです。準要保護世帯として認定されると、下記の表のとおり様々な就学費用の一部が援助されます。認定には基準がありますので、援助を希望される保護者の方は下記事項をよく読んでいただき、就学先の小中学校を通して教育委員会に申請をしてください。

支給対象者

① 次のいずれかの措置を受けている方	② ①以外で次のいずれかに該当し、世帯所得が一定基準以下の方 ※家族構成によって基準額が異なるため申請後に計算をします
(1) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止となった方（過去1年以内） (2) 世帯全員の町民税が非課税の方 (3) 町民税の減免、国民年金の掛金の減免を受けている方 (4) 国民健康保険料の減免、または徴収の猶予を受けている方 (5) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている （児童手当ではありません） (6) 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている方	(1) 保護者が雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方 (2) 保護者の失職、家庭事情の変動、家族の病気等により所得が著しく減少した方 (3) 大規模な自然災害、人為的災害の被災により給付が必要と認められる方 (4) その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる方

申請方法

毎年9月頃に次年度の制度案内を学校を通じて保護者の方に配布しますので、就学援助費交付申請書を学校に提出してください。なお、家庭環境の変化（ひとり親になった等）があった場合は年度途中でも申請できます。各学校か教育委員会にご相談ください。

問い合わせ先

八頭町教育委員会事務局（八頭町北山 63 番地 1） TEL：0858-84-1231

町内各小中学校の連絡先は町ホームページ〔各課のお知らせ〕－〔学校教育課〕－右トピック〔学校教育〕に掲載しています。

支給額等一覧

※この金額は令和8年度基準ですので、令和9年度は変更になる可能性があります。

援助費項目	小学生		中学生		支給時期・備考
	支給学年	支給上限	支給学年	支給上限	
新入学学用品費	1年生	64,300円以内	1年生	81,000円以内	入学する前年度の2月末までに支給します。
学用品費	1～6年生	11,630円以内	1～3年生	22,730円以内	4月～7月分を7月、8～11月分を12月、12月～3月分を3月（中学生は2月）に支給します。
通学用品費	2～6年生	2,270円以内	2～3年生	2,270円以内	
校外活動費（宿泊）	4～6年生	3,690円以内	1～2年生	6,210円以内	交通費等の負担があった場合に直近の支払月に支給します。
修学旅行費	6年生	22,690円以内	3年生	60,910円以内	学校が修学旅行実績報告を教育委員会に提出した翌月末までに支給します。
給食費	1～6年生	—	1～3年生	46,250円以内	毎月、教育委員会が給食センターに支払います。
医療費	1～6年生	上限なし	1～3年生	上限なし	以下の疾病の受診前に学校へ連絡をしていただければ、「学校保健法医療券」を交付します。医療券を持参して受診後、教育委員会が医療機関に直接支給します。 ①トラコーマ及び結膜炎 ②白癬、疥癬及び膿疱疹 ③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド ⑤う歯（むし歯） ⑥寄生虫病（虫卵保有を含む）
眼鏡等の購入費	1～6年生	5,000円以内	1～3年生	5,000円以内	学校から請求書を受け取り、眼鏡及びコンタクトレンズを購入後に領収書またはレシートを添付して学校に提出してください。上限額まで支給します。
PTA会費	1～6年生	3,450円以内	1～3年生	4,260円以内	保護者負担のうち上限額まで助成します。
生徒会費	—	—	1～3年生	5,550円以内	保護者負担のうち上限額まで助成します。

※支給方法は原則、保護者の口座振込です。